○防衛省告示第百四十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年七月十九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月二十九日から八月二日（予備、八月三日及び同月四日）までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　東経一三五度三九分四九秒　北緯三七度〇二分一一秒

(イ)　東経一三五度三九分四九秒　北緯三六度四〇分一一秒

(ウ)　東経一三四度五九分五〇秒　北緯三六度四〇分一一秒

(エ)　東経一三四度五九分五〇秒　北緯三七度〇〇分一一秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年七月十九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月三十一日（予備、八月一日から同月三日までの間）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度四七分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

法務省

検事　和田　文彦

平成二十五年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十五年十月三十一日までとする

同　児嶋　隆司

平成二十五年司法試験考査委員の併任を解除する

（以上七月九日）

外務省

（大臣官房在外公館課長）外務事務官　植野　篤志

アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長に配置換する

（中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第一課長）同　志水　史雄

大臣官房在外公館課長に配置換する

（大臣官房）同　堀内　俊彦

中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第一課長に配置換する

（アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長）同　石川　浩司

国際連合日本政府代表部参事官に転任させる

国際連合日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し国際連合日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える（以上七月十六日）

防衛省

（海上幕僚監部防衛部兼装備部）一等海佐　湯浅　純

海上幕僚監部装備部航空機課航空機班長を命ずる

（海上自衛隊幹部学校付）同　星　直也

海上幕僚監部装備部武器課武器班長を命ずる

（海上幕僚監部装備部航空機課航空機班長）同　三宅　隆夫

自衛艦隊司令部勤務を命ずる

兼ねてジブチ現地調整所勤務を命ずる

（海上幕僚監部装備部武器課武器班長）同　岩並　仁

艦艇開発隊勤務を命ずる（以上七月五日）

（海上自衛隊幹部学校付）一等海佐　西脇　匡史

海上幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる（七月八日）

（陸上自衛隊研究本部研究員）一等陸佐　井上　亙

兼ねて陸上幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる（七月十一日）

（佐世保造修補給所副所長）一等海佐　千々和　健

海上自衛隊東京業務隊付を命ずる

（佐世保造修補給所長兼佐世保地方総監部技術補給監理官）同　川原梅三郎

佐世保造修補給所副所長事務取扱を命ずる（以上七月十二日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月十七日午後二時三十分、宮中において、新任本邦駐在モーリシャス国特命全権大使マリー・フランス・リズィアンヌ・ミレラ・ショーヴァンの信任状捧呈式を行われた。

七月十七日午後三時、宮中において、新任本邦駐在キプロス国特命全権大使イオワナ・マイオティスの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

法務

公証人任免

福岡法務局所属公証人山口佳太は願により公証人を免ぜられた。

田村隆平は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人山口佳太の後任を命ぜられた。

福岡法務局所属公証人佐々木義晴は願により公証人を免ぜられた。

村上満男は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人佐々木義晴の後任を命ぜられた。

名古屋法務局所属公証人近藤康利は願により公証人を免ぜられた。（以上七月一日）

東京法務局所属公証人千葉倬男は願により公証人を免ぜられた。

岩橋義明は公証人に任命され、東京法務局所属公証人千葉倬男の後任を命ぜられた。（以上七月二日）（法務省）

国家試験

平成25年度土地改良換地士資格試験の実施について

平成25年度の土地改良換地士資格試験を下記により実施するので、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第43条の２の４の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年7月19日

農林水産大臣　林　芳正

記

1　試験の実施期日　平成25年10月20日（日）午前９時30分から午後４時30分まで

2　試験の内容　試験は、次に掲げる内容につき、筆記の方法で行う。

(1)　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる知識

ア　土地改良法（イに掲げる規定を除く。）、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの

イ　測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの

(2)　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる実務

ア　換地計画書の作成に関するもの

イ　従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関するもの

3　法令等の適用日　試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成25年７月19日（金）現在において施行されているものとする。

4　試験の場所等

(1)　試験の場所　札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

(2)　受験地の指定　(1)の場所のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。

(3)　受験地変更の取扱い　受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に書留郵便で変更受験地及びその理由を平成25年９月12日（木）までに届け出ることとする。

5　受験手続

(1)　受験願書及び試験免除申請書の提出先　受験者の住所地を管轄する地方農政局長に郵送又は直接持参により提出する。

(2)　受験願書及び試験免除申請書の受付期間　平成25年７月19日（金）から平成25年９月６日（金）まで（郵送による場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）